

公共交通リ・デザイン検討調査支援事業プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容			配点
全体評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、各種調査の企画・実施、調査後の集計・分析について、具体的かつ効果的提案がされているか。	10	25
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で実現性があるか。	10	
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	5	
項目別評価	意見反映	市民や交通事業者等の意見を適切に反映させていくための調査内容となっているか。		15
	情報理解	本市の公共交通の状況や交通課題を把握するとともに、国や県等の動向（交通空白対策）を踏まえた提案がされているか。		15
	独自提案	「宇和島市地域公共交通計画」の基本理念及び基本方針等を踏まえ、提案事業者のノウハウや知識等を活かした交通空白解消に繋がる施策等の独自提案がされているか。		15
業務実施面	業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	10	20
		工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了までの過程が明確にされているか。	10	
業務経費	価格点	10 点 × 提案者のうち最も低い見積価格 / 提案者の見積価格 ※小数点以下切り捨て ※提案が 1 者のみの場合は 6 点		10

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100 点）を合算した値（満点）の 6 割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が 1 者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。